

超汎用型 地域社会メンテナンス施設

公民館

昭和21年に文部次官が発した「公民館の設置運営について」と「別紙 公民館設置運営の要綱」をもとに公民館への誤解を解いてみました

注意：上記の文書を元に作成しているためその後の法整備や各自治体の条例と異なる解釈も含まれます。

公民館って使いづらいんでしょ？

いいえ。公民館は「郷土の実情や町村民の生活状態等に最も適合した弾力性のある運営が為されるべきで、決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならない」と想定されているため使いづらいということはありません。

公民館って縦割りで何もしないんでしょ？

いいえ。公民館は「郷土産業活動を振り興す原動力となる機関」であり「諸機関が一致協力して其の運営に参加し」「教化活動と産業指導の活動が総合的に推進」される場所です。また、「内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済」で設置が推進されました。地域社会が健全に発展するために総合的に活躍します。

運営を住民に任せちゃダメなんでしょ？

いいえ。もともとの想定は住民が選挙によって選んだ公民館委員会によって運営されるものとしていました。そのため、公民館の運営を住民に任せていくことは当然といえ当然となります。ただし、公民館長の選任には「教育に理解あり、且衆望のある最適者を選任することに努めること」とされ、職員についても「財政に余裕がある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力のある人材を専任に囑託する様にすること」と想定していたため行政職が適任とされたと考えられます。

物を売っちゃダメなんでしょ？

いいえ。「もっぱら営利を目的とした」ことが不可なのであって物を売ってはいけないということはありません。物を売るときに事業全体の意味を共通理解せず受け身となるから「販売者の営利目的の事業」と判断してしまうと考えられます。

政治の話はしちゃダメなんでしょ？

いいえ。「町村民が打ち集って談論する場所」です。政治は実生活に即した身近で重要なことです。「町村民が常に町村政の現状や産業状態に通暁している様指導すること」ともされています。大いに議論してください。しかし「討論会については正しい討論の方法を指導し討論の為に感情的な敵対関係を醸し出すことのない様に当時の訓練を施すこと」を心がける必要があります。

「小さな拠点」は公民館だとダメなんでしょ？

いいえ。もともと公民館は住民自治を育成する場として作られました。「文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所」とされています。まさに地域社会を健全に発展させるために公民館を中心に推進して然るべき取り組みと考えられます。

結局どうということ？

地域社会を活力ある良いものとするために、公民館に期待される役割を十分に活かした仕組みが積極的に機能し、活躍していくことが、真の意味で豊かで住みよい社会を作るために効果的な方法と考えられます。

【この書類について】

内閣府主催の「平成 30 年度『小さな拠点』づくり連携推進フォーラム」において、ブース出展のパネル掲示用として作成したものです。昭和 21 年の文部次官から発せられた文書を中心に作られており、公民館本来の姿を端的に表現することに主眼がおかれています。したがって、その後の法整備や各自治体の条例と異なる解釈も含まれていることを申し添えます。

設置推進当時から現在に至るまで、「公務員と民間人」について、行政サービスを「提供する者」と「享受する者」として明確に区分する風潮が蔓延し、公民館の現場も行政職員としての立場が地域住民との関わり方を難しくしているため、当初の構想から多少のズレを生じさせてしまい、現場の担当者が苦悩し、本来の役割を發揮できない現状も散見されます。

さらに、中央教育審議会では平成 30 年 12 月 21 日の答申で「公民館の所管を一般行政にまで広げることを可とする答申がまとめられ、今後、法改正が進むことでしょう。しかし、教育委員会管轄で成果を上げている市町村もあり、どちらかを否定するものではありません。重要なのは停滞を打ち破ることであり、公民館として地域住民とともに正しく機能すれば、いずれの所管においても最大限の効果をもたらすことでしょう。

この書類を通じて、公民館は使いづらいものではなく、縦割りとは無縁で、住民が主体的に関与し、さまざまな活動が可能な、地域の拠点となりうる存在であるをご理解いただければ幸いです。これからも主役となる地域住民とともに地域社会の健全な発展のために公民館が活躍できるようご協力ください。

なお、後半には本連盟が最近提出した要望書の写しを添えております。

平成 31 年 3 月 20 日
全国公民館振興市町村長連盟
事務局長 慶野 誠

【合わせてご利用ください】

	<p>公民館当初から現在に至るまでの公民館の流れをわかりやすくまとめた小冊子です。 PDF ファイルが公開されています。 https://www.kominkan.or.jp/05book01.html</p> <p>《第 41 回全国公民館研究集会東京大会資料》 発行：公益社団法人全国公民館連合会 執筆：牧野篤（東京大学大学院教授）</p>	 <p>(QR コード)</p>
---	---	---

公民館の設置運営について

昭和 21 年 7 月 5 日 発社第 122 号

各地方長官あて 文部次官

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の實際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中樞機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することゝなったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

公民館設置運営の要綱

1 公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れ変ることである。その為には教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象するのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのではなく、真に町村民の自主的な要望と努力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想である。

2 公民館運営上の方針

(1) 公民館は町村民が相集って教え合い導き合い互の教養文化を高める為の民主的な社会教育機関であるから、町村民が進んで教えを受け楽しんで之を利用する様に、努めて図書や機械類等の設備を充実し町村民にとって有難い便利な施設として感謝される様に運営されねばならない。

(2) 公民館は同時に町村民の親睦交流を深め、相互の協力和合を培い、以て町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所ではなく、明朗な楽しい場所となる様に運営されねばならない。

(3) 公民館は亦町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動を振興す原動力となる機関であるから、町村内に於ける政治、教育及産業関係の諸機関が一致協力して其の運営に参加しかくして教化活動と産業指導の活動が総合的に推進されねばならない。

(4) 公民館は謂はゞ町村民の民主主義的な訓練の実習所であるから、館内に於ては性別や老若貧富等で差別待遇することなく、お互いの人格を尊重し合って自由に討議談論するに自分の意見を率直に表明し、又他人の意見は率直に傾聴する習慣が養われる場所となる様に運営されねばならない。

(5) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから、進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じて貰い、日本中の人々が仲良く理解し合って日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。

(6) 公民館は全町村民のものであり、全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから、此の施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。

(7) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であって、**郷土の実情や町村民の生活状態等に最も適合した弾力性のある運営が為されるべきで、決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならない。**

3 公民館の設置及管理

(1) 公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを建前とすること。

(2) 公民館の為に新に建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物例えば青年学校又は国民学校の校舎或は既存の道場、公会堂、寺院、工場宿舎、其の他適当な既設建物を選んで施設すること。学校以外に図書館、博物館、郷土館があれば之を公民館に併合し、又は之を公民館の分館として活用すること。私立に係る各種の施設で協議の上公民館に併合し得るものは併合すること。

(3) 公民館は町村に各一ヶ所設ける外、出来得れば各部落に適当な建物を見付けて分館を設けること。

(4) 公民館は町村立の営造物として町村に於て管理すること。

4 公民館の維持及運営

(1) 公民館は町村民全体の自主的な要望と協力によって自治的に設置すべきものであるから、公民館維持経理の財源も一般町村費及寄附金に依るのを原則とすること。農業会、農事実行組合其の他の産業団体等の資金で公民館運営上活用し得るものがあれば、協議の上補助金として之を受け有用に活用する道を講ずること。但し財政的援助をなすことによって特定の団体が公民館の運営を独善的に切りまわす様なことがない様に注意すること。

(2) 公民館の経費を一般町村費で賄い難い場合は別に公民館維持会の組織を作り、公民館の設置運営に熱意のある篤志者の支持によって円滑な維持経理を図ること。

(3) **公民館事業の運営は公民館委員会が主体となって之を行うこと**。公民館委員会の委員は**町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出する**のを原則とすること。但し其の町村の実情によっては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思われる各方面の代表者（町村会議員、学務委員、学校教職員、各種産業団体及文化団体の幹部、其の他の民間有力者の中から7の(2)に記した公民館設置準備委員会等に於て適宜話合の上選んでもよいこと。其の人数は凡そ3人乃至8人位が適当と思われ、其の中に教育者及婦人が含まれていることが望ましいこと。

(4) 公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当るものであること。

(5) 公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によって町村長が囑託すること。公民館長の任期は凡そ1年位と定め、**教育に理解あり、且衆望のある最適任者を選任することに努めること**。適任者の重任は差支えないこと。

(6) 公民館には専属又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依って選定し、町村長が之を囑託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼任させるのはよいが、**財政に余裕がある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力のある人材を専任に囑託する様にする**こと。

(7) 公民館の運営には、町村民全体の支持と協力とが必要であるのは勿論であるが、公民館主事の外に広く町村内各方面の幹部や有識者を講師囑託に委嘱し又特に帰省して

いる大学高等専門学校や旅行滞在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機会に相提携して相互の啓蒙に努めること。

5 公民館の編成及設備

公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に応じ、又資金や資材の充足事情に依って、必ずしも画一的にする必要はなく、努めて弾力性のあるものとすべきであるが、以下に掲げる所を一応公民館編成の参考とせられたい。

(1) 公民館の下の部を置き、各部に主事を配属して其の活発な運営を担当せしむること。

1 教養部 2 図書部 3 産業部 4 集會部

上の各部の外必要に応じて例えば体育部、社会事業部、保健部などを設けてもよい。

(2) 公民館には其の規模に応じ成るべく下の施設を為すこと。

1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室

7 娛樂室 8 講師控室 9 運動場

これらの施設は公民館を併設した建物（学校、公会堂其他）のこれらの施設を共用するものとする。

(3) 公民館には成るべく下の器具及図書を備えること。

1 映写機 2 幻燈機 3 ラジオ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具、修理器具其他産業指導に必要な器具（農村、山村、漁村、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具） 5 各種教養図書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、楽器其他の娛樂器具 8 各種運動器具

6 公民館の事業

(1) 教養部

1 教養部には常時下の学級を置き教養を求めている男女受講生を募集して一般教養に必要な学科を授け、社会生活の實際に則し、善良な社会人としての資質を養成せしめること。

イ 成人学級 ロ 婦人学級（又は母親学級）

2 成人学級は青年学校卒業者其他一般成人の受講生を以て編成し下の教育を為すこ

と。

- イ 時事問題, 公民常識, 社会道德に関する教育
- ロ 産業指導の基礎となるべき科学教育

3 婦人学級は女子青年学校卒業者其の他一般成人女子の受講生を以て編成し, 下の教育を為すこと。

- イ 婦人に必要なる時事問題, 公民常識, 社会道德に関する教育
- ロ 家庭生活の科学化に必要な教育
- ハ 家政, 育児, 家庭衛生, 裁縫等に関する教育

4 成人学級と婦人学級は必ずしも之を二つに分けて教育する必要はなく, 男女共学の学級とするなり又は学科によって両者を合併して教育する等適当に運営すること。

5 教養部の教育に於ては社会人としての相互啓発の為, 常に研究会, 討論会, 懇談会等を開催し, 又健全な娯楽(映画, 演劇, 音楽)等を与え楽しみつゝ学ぶ様な方法で智識教養の向上を図ること。

6 教養部の講座は選任主事に於て公民館委員会の承認を経た上日程及講座予定を定め, 恒久的に開講することとし, 其の教育は専任主事が之を担当する外, 町村内の各方面の指導者, 各団体幹部, 中央招聘講師等適当な部外講師の協力を求めること。

7 教養部を中心に毎月1回公民館関係者の総会を開くこと。

(2) 図書部

1 図書部に於ては教養図書, 各種科学雑誌等を購入し, 閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。

2 図書部の図書は之を積極的に貸出を行い又読書会を開催して, 部落に出張指導を行うこと。

3 郷土生活の向上に必要な郷土史料, 町村政治, 産業教育に関する各種図表, 図書, 時事解説資料等を陳列し観覧に供すること。之らの資料によって眼に訴える教育に資する様にし, 町村民が常に町村政の現状や産業状態に通暁している様指導すること。

4 国民学校や青年学校にある適当な教育図書は公民館の図書部と共用して一般の閲覧

に供する様にと計ふこと。

5 図書部専任主事は図書の購入，保管，貸出，読書指導を担当すること。

(3) 産業部

- 1 産業部に於ては町村民に対する各種産業の科学的指導を担当するものとし，之に必要な各種器具機械に依り実物教育を行ふと共に，一般町村民の利用に供すること。
- 2 産業指導の爲め必要ある場合は各種の副業設備例へば製粉事業，食糧品加工，ホームパン，鞣皮，藁工品，肥料生産，民芸品製造，農具修理，自転車修理等の作業場を設けて各種の団体に利用させ，又個人の申出によって農具の修理に應ずるなどの便宜を与えること。
- 3 町村生活の科学化，合理化の爲出張指導を行ふこと。
- 4 産業指導についても図其の他各種の資料の陳列によって眼に訴える教育に努めること。
- 5 産業部専任主事は科学的知識技能者が之に当り，下各項の指導を担当すること。

(4) 集会部

1 集会部は常に町村民の爲に下の様な会合を計画開催して，其の集会の指導幹旋に当ること。

イ 講演会 口 講習会 ハ 討論会 ニ 懇談会 ホ 文化講座 ヘ 映写会 ト 演劇会
チ 音楽会 リ ラジオ聴取会 ヌ 運動競技会 ル 町村政懇談会
ヲ 各種展覧会，展示会，博覧会

2 特に討論会については 正しい討論の方法を指導し討論の爲に感情的な敵対関係を醸し出すことのない様に当時の訓練を施すこと。

3 集会部専任主事は常に上集会の爲の講師幹旋及会の進行等を担当すること。

(5) 其の他の事業

1 上各部の活動の外下の事業も行ふこと。

- イ 学生，一般青壮年の研究修養に便宜を与えること。
- 口 農村実態調査及研究をなすこと。
- ハ 啓蒙的新聞，パンフレット等を作製頒布すること。
- ニ 託児所，共同炊事場，共同作業所等の経営を指導すること。
- ホ 簡易な医学，衛生事業及其の指導をなすこと。

- 2 公民館には青年団，女子青年団，婦人団体，少年団其の他文化団体本部を置き事業の企画指導及団体相互の事業調整に当ること。
- 3 公民館に於ては農村又は其の他の社会事業，慈善事業団体の委託を受け又は之等と緊密な連絡の下に之に協力する様な事業を行って差支へないこと。
- 4 公民館に於ては冠婚葬祭等に関する設備を充実し，町村民にも努めて之を利用せしめるよう奨励すること。

(6) 運営上の注意

公民館の運営に付ては町村内に於ける各種文化団体，各種産業団体との協力聯繫を保つ必要があるのは勿論であるが，尚中央に於ける下の如き各種文化団体，産業関係諸団体と緊密に連絡し其の協力を受けること。

イ 財団法人社会教育联合会 ロ 恩賜財団母子愛育会 ハ 中央社会事業協会
 ニ 全国農業会 ホ 社団法人農山漁村文化協会 ヘ 大日本教育会
 ト 財団法人社会教育協会 チ 財団法人日本女子社会教育会
 リ 財団法人農村青年協会 ヌ 財団法人大日本生活協会
 ル 財団法人中央報徳会 ヲ 財団法人大日本報徳社 ワ 財団法人報徳会
 カ 財団法人修養団 ヨ 日本文化協会 タ 財団法人日本青年館
 レ 財団法人大日本図書館協会 ソ 財団法人日本博物館協会
 ツ 財団法人大日本映画教育会 ネ 日本移動映写聯盟
 ナ 財団法人日本移動演劇聯盟 ラ 日本紙芝居協会 ム 日本レコード協会
 ウ 日本音楽聯盟 ヰ 教育音楽家協会 ノ 財団法人大日本音楽振興会
 オ 財団法人日本国民禁酒同盟 ク 財団法人大日本職業指導協会
 ヤ 当該都道府県社会教育協会 マ その他

7 公民館設置の手續

公民館設置の手續としては，別に法定上の正式手續がある訳ではないが，円滑に之を運ぶ方法として，大体下の如き方法が考えられる。

- (1) 公民館の設置に付ては先ず町村内部落（町内会）常会，町村政懇談会に於いて，之に関する話題を提供して，町村内に於ける公民館設置要望に関する輿論の喚起に努めること。
- (2) 公民館設置要望の輿論が高まるのを俟って，町村内政治，産業，教育，文化等の関係幹部を網羅した，公民館設置基準委員会を結成し，公民館設置実現に関する協議懇談を為すこととし，特に町村長，青年学校長，国民学校長及青年団長に於て其の

中枢的推進力となって、其の実現の準備を整へること。

- (3) 公民館設置準備委員会に於ては凡そ下の事項に付て協議し、町村会の決議を経て、之を実行に移す様にすること。
 - 1 公民館設置の規模及一般計画
 - 2 公民館設置に要する経費予算及経費調達方法
 - 3 公民館委員会設置の方法（委員選任の方法等の決定）
 - 4 その他必要な事項
- (4) 公民館設置準備委員会の任務が終了すればこの委員会が中心となって4の(3)に掲げた正式の公民館委員を選出して事業を進めること。
- (5) 公民館の設置及管理に関しては町村体制第10条の規定に基き町村条例を設けること。
- (6) 公民館を設置したときには(3)に掲げた事項概要及公民館設置及管理に関する条例を都道府県に報告すると共に、開館式を挙行する様に取計ふこと。
- (7) 公民館設置を見た時は、公民館設置の趣旨をよく町村民に諒解させ、常時公民館に会合して、其の設備を利用する習慣を得させる様に勧めること。

8 公民館の指導

- (1) 公民館の運営に即応し、中央及都道府県に公民館指導講師の組織を作り、公民館長の要請に応じて、随時適当な指導講師を派遣する様に努めること。
- (2) 図書や機械器具類の供給に付いても、努めて中央及都道府県に於いて出来る限りの斡旋を為すこと。
- (3) 随時に公民館の職員の講習会、研究会等を開催して極力其の素質向上付に努力すること。
- (4) 公民館の指導に付ては努めて大学、専門学校の協力を求めること。
- (5) 公民館の運営に付ては都道府県当局は町村当局者の要請に基いて適当な援助を与えることとしみだりに町村当局に対し監督がましい指示をしないこと。

9 備考

- (1) 以上の公民館の要綱は一の構想を示したものであるから、飽くまで其の町村の具体的実情即ち町村の気質、負担力、町村財政の事情等から見ても、最も郷土に適した公民館の設置の実現を図ること。
- (2) 公民館の整備は資材資金等の関係から直に万全の施設を為すことは頗る困難と思はれるが、漸次町村当局の努力と国及都道府県の斡旋助成により、其の充実を図るようにしたいこと。国及び都道府県に於ても予算の許す範囲内に於て出来る限りの助成をなすこととしたいと考へてゐるが、財政窮乏の折柄直に多額を期待することは困難な状況にあるので、町村自治財政力によって極力自主的な維持運営を考へ、どうしても成り兼ねる点について都道府県なり国なりの援助を求める様に考へること。
- (3) 公民館は町村民にとって「われわれ自身の施設」であるから其の関係者特に役職員はこの事業を成功させるために無償奉仕する心構へで公民館の運営に力を尽くすべきこと。
- (4) 町村以外の都市で市立図書館、博物館、公民館等のある所は、極力之ら施設の固有機能を充実發揮せしむる様にし、特に別個の公民館の施設は必ずしも考へる必要がないと思はれるが図書館、博物館、公会堂等に於て其の附帯事業として図書資料の貸出を行ひ又各種の会合を開催し努めて公民館的な経営を行ふことについては、大いに考慮すること。
- (5) 大都市の外郭地区で農村に準ずる様なところは、本要綱による公民館の設置を考へるべきであり、又図書館等がある都市でも、別に町内単位で公民館を作る要望と財政力があれば大いに之を促進することは必要であること。

社会教育法

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

25 公振連発第 13 号
平成 25 年 10 月 29 日

文部科学大臣
下 村 博 文 様

全国公民館振興市町村長連盟
会長 前田 穰（宮崎県綾町長）

公民館等地域施設の充実について（要望）

我が国は、多くの災害を経験し、その都度立ち上がってきました。そこには多くの犠牲を伴うと同時に、残された者による強い意志と実行力によって、人々はその都度、笑顔を取り戻すべく尽力してきました。その原動力は、戦後、荒廃した我が国において、教育の大きな一翼である「社会教育」を担ってきた公民館にあります。公民館は、困っている人がいたら助け、それに対して「ありがとう」という心、譲り合いの精神などの「心の教育」。また、地域で発生した困難な状況について町の人々が集い、意見を出し合い、行政からは物心両面にわたり有益な援助を受け、当事者意識をもって解決に向かうなどの努力を傾注してきました。これらはまさに「実際生活に即する教育」であり、「住民の教養の向上」、「健康の増進」、「情操の純化」、「生活文化の振興」、「社会福祉の増進」であり、行政の責務である「社会教育」そのものです。ところが、それらを単なる交流の場と解してしまい、誤った認識のもとで衰退していく現状は、我が国の「教育立国」としての立場さえ危うくなる状況です。**今後の公民館における社会教育の停滞は、国家の根幹を揺るがしかねない非常事態であり、これを単独の地方財政で賄い切ることは到底不可能なことであり、国策としての強力な支援が急務である**と考えております。

長年、多くの人々の支持を得る国策として公民館の設置を続け、公立公民館だけでも最盛期で 18,257 館を数えるまで充実しました。その活動が「KOMINKAN」として世界の注目を集めるまでに至りましたが、現在では我が国の公民館は減少傾向にあり、このままでは、公民館発祥の地である我が国において、地方自治の責務である「社会教育」を実現できない社会の到来を危惧しております。その証拠に、公民館を失った地域では人々の暮らしの中で社会教育の理念に触れることができず、行き過ぎた個人主義が横行し、孤独死や人間関係の希薄化等を招き、かつて我が国が有していた公共心は崩壊の一途をたどり、今や重篤な状況にまで進行してしまいました。

このような状態を放置することは、本当に必要な行政支援から逸脱した過剰なサービスを増加させ、財政的な破綻も危惧されます。**国民に対するすべての施策は、社会教育を基礎とした「健全な地域社会の発展」の上に成り立つものであり、社会教育行政に課せられた責任は極めて重大**なものがあります。地域社会と密接に関係する人々を始め、さまざまな行政施策の執行において社会教育の充実は、依然として強く大きな期待を寄せられています。災害時対応を含めて国民の安全で安心な生活を守るために、公民館等地域施設のハード面及びソフト面の充実について、別添のとおり要望いたします。

要 望 書

全国公民館振興市町村長連盟

「公民館の強靱化」について

お願い

平成 25 年 10 月 29 日

全国公民館振興市町村長連盟
会長 前田 穰（宮崎県綾町長）

はじめに

【「公民館の強靱化」について】

「教育」の重要性は周知の事実ですが、すべての国民を対象とした「社会教育」は、その重要性に反して、行政の推進力が十分であるとは言えません。我々、市町村長が地方自治体の責務である「社会教育」を重要視して施策を進め、地方自治法に定める「民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達」を実現するために強力な社会教育体系を構築しようにも、平成9年を最後に施設整備補助金が打ち切られた現在においては、**施設及び人材それらを支える財源が、福祉等の直接支援に莫大な資金が割かれ、絶対的に不足している状態であり、整備拡充もままなりません。**

その一方で、平成24年7月24日に全国市長会から出された提言を見てみてもわかるとおり、公民館に対して求められる能力は、現に備えているものより「期待」のほうが大きく膨らんでおります。それは**公民館の「対応力の不足による期待の裏切り」となって表面化し、市町村行政の中核で行う施策から社会教育を外す動きを誘発し、適切な行政執行に対して悪循環を生み出し、結果的に国民生活に著しい不利益をもたらすこととなります。**

公民館は「実生活に即した教育」等を行うことで、「健康の増進」、「情操の純化」を図り、「生活文化の振興」、「社会福祉の増進」に寄与することとなっています。現在、国で検討が進められている**「国土強靱化計画」を實踐する上で、国民生活の「基本的な部分での強靱化」は必要不可欠**です。そのために今回の要望事項は「公民館の強靱化」（公立公民館、自治公民館、類似施設含む）を図ることで、地域社会を強く、逞しくすることに直結しており、その費用対効果は絶大なものがあると考えております。

平成17年度の文部科学省社会教育調査では、公立公民館の延べ利用者数は3億人を超えました。館外の活動で、調査では計上されない分や、そもそも調査に反映されない自治公民館等を含めた場合の数字は、いい意味での想定外の数字が現れることと考えます。また、災害等の対応で、その地域に居合わせた国民が一致団結することは、東日本大震災時でも大きな力を発揮しました。この強大な力を活用せずに、国が健全に成り立つはずもなく、まさに「国策」として公民館等の充実を図るために、以下の6つの項目について国の全面的な支援を賜りたく、ここに強く要望いたします。

記

- ① **公民館等の耐震化を始めとした施設整備等について**
- ② **激甚災害時の公民館等地域施設の復旧支援の拡充について**
- ③ **公民館等地域施設整備に関する地方債への地方交付税の充当について**
- ④ **市町村における社会教育行政の包括的執行について**
- ⑤ **「社会教育主事」の拡充について**
- ⑥ **市町村のインターネット利用促進について**

以上

公民館等の耐震化を始めとした施設整備等について

「公民館」は、あらゆる災害において単なる避難所となるだけでなく、平時から防災教育を行うことで、先に避難した者が、あとから避難してくる者を救う「自助及び共助を増大させる大きな推進力」となっております。また、国民同士の日常的交流を通して人間関係が深められ、互いの顔を見知った状態が保たれることにより、**汎用的な救助システムの効率を大幅に向上させられる強力な避難所機能が確立されます。**

しかし、実際に避難所となる公民館の耐震化の状況は極めて悪く、東日本大震災時には**「多くの住民が避難してきたにもかかわらず、建物の崩落の危険性があったことから避難所として受入ができなかった」**という事例もあります。

災害時には一般に「公助」と呼ばれる「行政の対応」のみで国民の命を救い、財産を守ることはできません。防災及び減災は「地震や竜巻のように急激に襲われるもの」、「津波のように僅かな時間をおくもの」、「台風のように襲来を予見できるもの」を問わず、行政による対応策を適時適切に速やかに行う準備をすることが重要です。行政から避難指示等が出されたときや国民自身が不安に感じたときに真っ先に避難できる状態を保つことこそが「率先した避難者であれ」という言葉が表すように災害回避には極めて有効であり、その実現を図るための公民館の避難所機能の整備及び強化は防災施策の最優先課題です。

防災及び減災に直結する公民館の耐震化に、早急な対策を講ずる必要があるため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

国民の命を守るために、公民館等の社会教育を行う地域施設の「耐震化率 100%」を早期に実現すること

以上

激甚災害時の公民館等地域施設の復旧支援の拡充について

我が国では、大きな傷跡を残す自然災害が頻発しております。今年も豪雨により山口県萩市を中心に公民館を含めて大きく被災しました。豪雨被害は雨雲の発生とともに、日本全国で都市部や中山間地域を問わず、日本全国に及んでいます。

しかし、現状の激甚災害時の国の支援は、国民に最も身近な施設であり、最優先で復旧すべき対象の一つである公民館等地域施設が後回しになっております。激甚災害法においては「本激」の指定をされないかぎり、国の迅速かつ本格的な支援を受けることができません。しかし、地図上では局地的な被害であっても、それぞれの地域からすれば大災害となり、建物の復旧となれば地方財政では対応しきれない現実があります。

このような事態において、被災した国民に十分な心配りができる公民館があれば、互いに支え合い、気力や体力にも大きな好影響をもたらし、その後の復旧復興のスピードにも大きく影響してくるものと考えています。そのために、本激指定、局激指定等を問わず、公民館等に対して、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」において、最優先で復旧させる施設等のひとつに公民館等の社会教育を行う地域施設を位置づけること

以上

公民館等地域施設整備に関する地方債への地方交付税の充当について

「公立社会教育施設整備費補助金」が平成 10 年に廃止となるまでの長い間、公民館の設置について前向きな状況が続いていました。しかし、最盛期で公立公民館数は 18,257 館を数えるまでになりましたが、それでも社会教育行政を執行する上では質及び量ともに不足しています。**社会教育は、市町村行政全体で責任をもって執行する必要がある**ことから、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

公民館等地域施設の施設整備に関する地方交付税における地方債への充当について「100%の充当」を可能とすること

以上

市町村における社会教育行政の包括的執行について

市町村長のもとに有能なブレーンを配置することは、市町村行政の適切な執行において大きな力となります。現状はそれぞれの長の判断で必要と思われる人材を配置していますが、社会教育については教育委員会所管ということもあり、優先順位が必ずしも高くありません。しかし、**地域産業、公衆衛生、福祉等、すべての分野においてそれらに関わる社会教育活動を公民館等で行うことは最も効率的であり、本来市町村行政全体で十分に行われてしかるべき**ものと考えております。市町村における社会教育行政が総合的・包括的に執行されるために、有能な人材配置を実現すべく、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

地域産業、公衆衛生、福祉等、市町村行政が担うすべての分野において、社会教育に立脚した施策提案ができるアドバイザーを市町村長のもとに配置をすること

以上

「社会教育主事」の拡充について

社会教育は市町村の責務として、適切に執行しなければならないものであるとともに、社会教育は広範囲な分野で行われるため、「社会教育を行う者に専門的技術的な指導と助言を与える（社会教育法第9条）」と定められている「社会教育主事」は市町村全体のあらゆる分野で活躍できる能力を持った人材であると考えています。その高い能力と職責を市町村行政において最大限活用するために、社会教育主事の「配置についての柔軟な対応」、「保持する能力水準の向上」、「必置の強化」を実現するため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度の改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りませうようお願い申し上げます。

記

- (1) 「社会教育主事」の能力を広く活用するために、配置を教育委員会事務局のみに限定することなく、柔軟な対応を可能とすること
- (2) 「社会教育主事講習」について、その能力の育成のために社会教育主事講習の内容を強化すること及び同講習への行政職員の参加を促進すること
- (3) 日本国内すべての地域で国民が十分な社会教育を享受できるよう、「前2項の社会教育主事の権能強化を図った上」で、社会教育主事の必置規定の順守を強く推進すること

以上

市町村のインターネット利用促進について

高度情報化された現在においては、インターネットサービスを社会教育の分野でも有効活用することが求められます。大きな災害時においても「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」による交流が大きな力を発揮しました。これを公民館で活用する場合、配置された職員がインターネットサービスを日常的に活用し、慣れていく環境整備が必要です。

しかし、実際に公民館を含めて行政職員がインターネット利用を試みる場合に、**多くの重要情報を有している地方自治体ではセキュリティ対策の観点から、多くの制限を設けており、有効活用の阻害要因の一つ**となっております。さらに、常に進化を続けるインターネットの安全かつ積極的な活用については、市町村で独自に対処することは困難であるため、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) **市町村のインターネット環境について、安全かつ積極的な活用が促進されるようなモデルケースの構築を行い、広く普及させること**
- (2) **上記（1）を市町村が導入する場合について、費用負担の軽減を図ること**

以上

30 公振連発第 2 号

平成 30 年 4 月 27 日

文部科学大臣 林 芳正 様

全国公民館振興市町村長連盟
会長 前田 穰(宮崎県綾町長)

「教育立国としての社会教育の充実」について(要望)

我が国の教育行政は一部から「学校教育偏重」と揶揄されながらも、文部科学省及び全国各地の教育委員会では「社会教育」の充実に邁進してまいりました。

このたび、教育委員会で所管している公民館の取り扱いを、弾力的に運用することを議論しているとのことですが、まさに社会教育は岐路に立たされています。文部科学省では組織再編や新たに「社会教育士」の称号を付与することなど、さまざまな改革を通じて、社会教育を発展させていこうとする動きに敬意と感謝を申し上げます。その改革を有意義なものとし、社会教育をさらなる高みへ昇華させることこそ、我が国の人々が支え合い、充実した生活を営み、日々の生活に感謝の気持ちを抱き、明日への希望をもつ「心のゆとり」をもたらすものと信じています。

については、社会教育に立脚した社会総掛かりの取り組みを行うために、別紙のとおり「要望書」を提出いたします。

以上

要 望 書

全国公民館振興市町村長連盟

「教育立国としての社会教育の充実」について

お願い

平成 30 年 4 月 27 日

全国公民館振興市町村長連盟

会長 前田 穰（宮崎県綾町長）

はじめに

昭和 21 年に公民館の設置が推奨されて、国を挙げて公民館の設置が進みました。これまで 70 年以上が経過し、公民館活動を中心として、地域社会の健全な発展を推進するための基礎的機能の充実に多大なるご支援をいただいたことに、公民館活動振興を重要課題として取り組んできた地方自治体の長としてお礼を申し上げます。現在では公民館等における社会教育行政だけでなく、さまざまな場で社会教育が行われております。

公民館の設置が推奨された当初は教育委員会制度そのものが存在しなかったことから、公民館は首長部局で一体的に所管されてきました。教育委員会制度が発足した後も、社会教育行政を重要視してきた自治体の長は教育委員会とよく連携して関係部署の体制を充実させて教育施策を推進してきました。

このたび、公民館の所管についての議論がされておりますが、すでに公民館条例を廃し、コミュニティセンター等への移行を実施した自治体や、自治公民館制度を採用し、自治体との連携のもとで、名実ともに地域住民が主体となって行政と良好な関係のもとでの社会教育活動により地域課題の解決に取り組む自治体も数多く存在します。このようなことから、現時点において「公民館の所管を弾力的に運用すること」に限っては大きな問題はないものと思料します。

しかし、弾力的運用に付随する影響は少なからず存在します。これまで継続して社会教育行政を市町村で取り組んできたにも関わらず、コミュニティについて表面的な捉え方に基づく組織再編により、市町村から社会教育機能が消え失せてしまう懸念があります。これは当該市町村の施策全般に社会教育の理念が欠落しているために起こります。

実際に公民館条例を廃し、地方自治法に基づく施設に移行した一部の自治体では、その施設が単なる「レンタル会議室」となってしまい、社会教育行政による地域社会への好ましい導きが消失し、地域社会の行政との協働が機能していない状況も散見されます。「縦割り行政」にはメリットとデメリットの両方があります。デメリットが大きく影響した場合は「社会教育行政を行う」という基本的なことが蔑ろになる懸念があり、我が国の社会教育行政そのものが形骸化してしまう恐れがあります。

また、「小規模多機能自治」等、教育行政を拠点としていない取り組みも推進されています。中心的役割を担っている市では「月刊公民館」（発行 公益社団法人全国公民館連合会）に次のように寄稿しています。「刻々と変化する社会に対応していくためには、課題をつかみ、解決方策を考え実践し、その結果を振り返って改善し、更に高めていくサイクルが必要です。その過程において学びは欠かせず、あるいはその過程そのものが

学びにつながります。そして運営サイドには、主役は住民であることを常に念頭におき、促し、支えていく姿勢が必要だと思えます。」「大切なのは、公民館という“箱”にあるのではなく、その中身であり、その手段として“箱”はあるはずですが。そしてその中身として、何かを生み出し、実現していくのは人であり、何事においても人の存在なくしてはあり得ません。」(月刊公民館／平成27年5月号)。しかし、一部の自治体では小規模多機能自治が提唱している「理念」を放棄し、「形式」だけ導入してしまい、結果として「地域と行政が分断されてしまう状態」も生じています。小規模多機能自治の推進1つを取り上げてみても、社会教育行政の導きが必要不可欠です。日常生活における課題解決機能を担保するために教育行政的見地からの導きが求められています。

国でも改革が進められ、このたび「社会教育主事」の養成課程が見直され、新たに「社会教育士」の称号が付与される文部科学省令が施行されました。配置率の低さで大きな課題であった社会教育主事の活躍の場が広がり、その存在があらゆる分野で注目を集め、「社会教育士」が大きく飛躍し、我が国の社会のなかで欠かせない存在となることを期待しています。また、今年の10月に計画されている文部科学省の組織再編では「総合教育政策局」が設置され、「社会教育振興官」という大きな責務を司る新たな役職も新設されます。

これらの改革が、社会教育行政における明確な理念及びビジョンを国全体で共有することにつながり、長期的な戦略、それを実施する戦術及び計画を道標の策定に結びつくことで、前述のデメリットによる懸念も解消されることとなります。その結果、我が国の社会教育行政が総合教育政策として、文部科学省、都道府県、市区町村で喫緊の課題として取り組む体制が整うことで、公民館をはじめとした地域社会の健全な発展に資する施設の活動が大きく前進します。

文部科学省における組織再編の説明では社会教育分野への注力は後退しないと明言されています。そのことは教育行政を司る最高機関である文部科学省が中央教育審議会と一体となり、各省庁、各分野を横断した強い指導力を発揮されることで証明されるものと期待します。我が国全体の社会教育における基礎的能力の維持及び向上を実現するために、以下の項目について国の全面的な支援を賜りたく、ここに強く要望いたします。

記

社会教育行政の包括的執行について

以上

社会教育行政の包括的執行について

公民館の所管を現状維持で教育委員会に限定するにしても、首長部局を含めた弾力的な運用に移行するにしても、市町村が負う社会教育行政執行に対する責任は変わりません。所管がどのような形になろうとも社会教育行政を担う職員が活躍できる環境を醸成することが必要です。しかし、**法律で設置が義務付けられている「社会教育主事」も設置率は低く、社会教育行政が適切に執行されているとは言い難い状況**も散見されます。そのため、社会教育主事の質の向上を図るために養成課程を改正し、新たに社会教育士の称号を新設することとなりました。

また、市町村長のもとに有能なブレーンを配置することは、市町村行政の適切な執行において大きな力となります。現状はそれぞれの長の判断で必要と思われる人材を配置していますが、社会教育については教育委員会所管ということもあり、市町村によっては優先順位が必ずしも高く設定されていません。さらに、**汎用性の高い社会教育施設である公民館**の所管が流動化した場合には、社会教育を行う基礎的能力が所管変更の手続きの途中で埋没あるいは消失してしまう可能性を否定できません。

しかし、**地域産業、公衆衛生、福祉等、すべての分野においてそれらに関わる社会教育活動を公民館等で行うことは最も効率的であり、本来市町村行政全体で十分に行われてしかるべき**ものと考えております。市町村における社会教育行政が総合的・包括的に執行されるために、有能な人材配置を実現すべく、次の事項について国の支援を受けられるよう、制度改正を含めて、特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- (1) 所管の弾力的運用に移行した場合に、公民館が担う社会教育行政について、一切の後退を認めず、社会教育が推進されるよう国の導きを強化すること。
- (2) 各省庁で行う施策について社会教育的アプローチからの事業展開を促進すること。
- (3) 「社会教育士」を地域産業、公衆衛生、福祉等、市町村行政が担うすべての分野において、社会教育に立脚した施策提案ができる提言者として育成すること。
- (4) (3)の能力を備えた「社会教育士」1名を、市町村長のもとへ国費で配置し、その高い能力を発揮できる制度を新設すること。
- (5) 国において社会教育行政が達成すべき「理念」及び「ビジョン」を策定し、戦略及び戦術について指導助言を行うこと。その上で「社会教育士」の施策提案を参考にして、地方自治体が社会教育行政の計画を策定できるよう制度を整えること。

- (6) 社会教育を行うものに対する都道府県レベルでの研修会等の実施を促し、研修機会の確保について国の導きを強化すること。
- (7) 各省庁で行われている国の補助金、民間団体で行われている資金援助等について調査を行い、公民館の活動振興への活用について指導助言を行うこと。

以上

全 国 公 民 館 振 興 市 町 村 長 連 盟

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル3階
電話：03-3539-1005 FAX：03-3501-3481
e-mail：master@koshinren.jp web：http://koshinren.jp/

